

厚生労働大臣が定める掲示事項について

1 当院は保険医療機関の指定を受けています。

2 入院基本料に関する事項

■ 2・3階一般病棟 59床 ※うち地域包括ケア病床22床

急性期一般病棟入院料2を届出しており、1日に18人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は、それぞれ以下の通りです。

時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
8：30 ～ 17：30	3人以内
17：30 ～ 8：30	15人以内

■ 3階療養病棟 30床

療養病棟入院基本料1を届出しており、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は、それぞれ以下の通りです。

時間帯	看護職員1人当たりの受け持ち患者数
8：30 ～ 17：30	3人以内
17：30 ～ 8：30	15人以内

3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制等

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化についての基準を満たしております。

4 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致します。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行なう場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5 九州厚生局への届出事項

当院は九州厚生局に下記の届出を行っています。

■入院時食事療養費（Ⅰ）

当院では、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

■基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆機能強化加算 ◆急性期一般入院料2 ◆療養病棟入院基本料1 ◆在宅復帰機能強化加算「注10」
- ◆経腸栄養管理加算「注11」 ◆看護補助体制充実加算1「注13」 ◆救急医療管理加算
- ◆診療録管理体制加算3 ◆医師事務作業補助体制加算2(40対1) ◆25対1急性期看護補助体制加算(5割以上)
- ◆夜間100対1急性期看護補助体制加算「注2」 ◆夜間看護体制加算「注3」 ◆看護補助体制充実加算1「注4」
- ◆看護職員夜間16対1配置加算1 ◆療養環境加算 ◆重症者等療養環境特別加算 ◆療養病棟療養環境加算1
- ◆栄養サポートチーム加算 ◆医療安全対策加算2 ◆医療安全対策地域連携加算2 ◆感染対策向上加算2
- ◆連携強化加算「注3」 ◆後発医薬品使用体制加算2 ◆病棟薬剤業務実施加算1 ◆データ提出加算1.3
- ◆入退院支援加算1 ◆入院時支援加算 ◆総合機能評価加算 ◆認知症ケア加算2 ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆排尿自立支援加算 ◆地域包括ケア入院医療管理料1 ◆看護職員配置加算「注3」 ◆看護補助体制充実加算1「注5」
- ◆看護職員夜間配置加算「注8」 ◆患者サポート体制充実加算

■特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆がん性疼痛緩和指導管理料 ◆がん患者指導管理料イ.ロ ◆院内トリアージ実施料 ◆ニコチン依存症管理料
- ◆開放型病院共同指導料 ◆がん治療連携指導料1.2 ◆外来排尿自立指導料 ◆薬剤管理指導料
- ◆検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 ◆在宅療養支援病院
- ◆在宅時医学総合管理料及び施設入所時等医学管理料 ◆在宅がん医療総合診療料
- ◆在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料 ◆在宅患者訪問褥瘡管理指導料
- ◆検体検査管理加算（Ⅰ）（Ⅱ） ◆ヘッドアップティルト試験 ◆C T撮影及びMR I撮影
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）初期加算、急性期リハビリテーション加算
- ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ）初期加算、急性期リハビリテーション加算
- ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）初期加算、急性期リハビリテーション加算
- ◆がん患者リハビリテーション料 ◆集団コミュニケーション療法料 ◆二次性骨折予防継続管理料2.3
- ◆介護保険施設等連携往診加算「注10」 ◆胃瘻造設術 ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ◆酸素の購入価格に関する届出
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ◆入院ベースアップ評価料（Ⅱ） 36

6 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

入院期間が180日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除き、別途料金が必要となります。
1日につき2,466円（通算対象入院料の基本点数の15%相当）
詳細につきましては、受付までお問い合わせください。

7 特別の療養環境(差額ベッド)

入院にあたり、特別療養環境室を希望される場合は、別途室料が必要となります。
病室の料金・設備内容は下表のとおりです。

病棟	タイプ	病室	料金(税込)	設 備 内 容
2・3階 一般病棟	1床室	208	4,180円	床頭台・テレビ（有料）・バス(シャワーのみ)・トイレ 洗面台・小机・電気スタンド・椅子・収納棚
		212		
		308		
		310		
		311		
		312		
		313		
		315		
	1床室	201	3,960円	床頭台・テレビ（有料）・バス(シャワーのみ)・トイレ 洗面台・小机・電気スタンド・椅子・収納棚
		202		
		203		
		213		
		216		
3階 療養病棟	1床室	320	5,500円	床頭台・テレビ（有料）・バス・トイレ 洗面台・小机・電気スタンド・椅子・収納棚
	1床室	323	3,960円	床頭台・テレビ（有料）・バス(シャワーのみ)・トイレ 洗面台・小机・電気スタンド・椅子・収納棚
		325		
		326		
		335		
	1床室	321	2,970円	床頭台・テレビ（有料）・洗面台 小机・電気スタンド・椅子・収納棚
	2床室	328	2,860円	床頭台・テレビ（有料）・バス(シャワーのみ)・トイレ 洗面台・小机・電気スタンド・椅子・収納棚

8 療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収

当院では、下記の項目について、使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

No.	項 目	金 額 (税 込)
1	診断書（3～12以外）	2,200円
2	証明書（13～18以外）	1,100円
3	死亡診断書	11,000円
4	死亡診断書（2通目から）	4,400円
5	死体検案書	11,000円
6	保険会社用診断書	6,600円
7	自賠法関係診断書	6,600円
8	障害・交通事故診断書（警察用）	6,600円
9	身体障害者用診断書・意見書	5,500円
10	裁判用診断書（簡単/複雑）	5,500円/11,000円
11	障害保険用診断書	6,600円
12	各種免許・許可用診断書	2,200円
13	通院証明書	2,200円
14	登園許可証・児童生徒証明書	550円
15	支払証明書	1,100円
16	特定疾患申請用意書（臨床調査個人票）	2,310円
17	就労可否証明書	1,100円
18	おむつ使用証明書	1,100円
19	面談料(生命保険・損害保険)30分以内	6,600円
20	介護パンツ（M・L）	176円/枚
21	はけるパンツ（M・L）	198円/枚
22	尿とりパット	46円/枚
23	フラット	58円/枚
24	ワイドパット1000	87円/枚
25	おしり拭き用タオル	41円/枚
26	おしり拭き用タオル（箱）	550円/箱
27	腹帯代	715円・858円/枚
28	スポンジブラシ	80円/本
29	粘膜ブラシ モアブラシミニ	660円/本
30	クルリーナブラシ	690円/本
31	口腔ケアジェル	847円/個
32	使い捨てエプロン	440円/箱
33	付添用寝具代（医師が必要と認めた場合）	550円/日
34	浴衣（死亡時）	3,520円/枚
35	エンゼルケア代（A）	1,650円/回
36	エンゼルケア代（B）	1,100円/回
37	エンゼルケア代（C）	550円/回

9 施設基準で定められた揭示事項について

■機能強化加算

当院では「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算の届出を行っており、以下の取り組みを行っております。

- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・必要に応じて、専門医や専門医療機関をご紹介します。
- ・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
- ・必要に応じて、受診されている他の医療機関や処方されている医薬品を把握させて頂くため、お薬手帳のご提示やご質問をさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。

■医療情報取得加算

当院は次に掲げる事項を満たしており、外来患者様の診療時に医療情報取得加算を算定しております。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

■後発医薬品使用体制加算

当院では厚生労働省の方針に従い、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

- ・医薬品の供給が不足した場合は、治療計画の見直しを行う等、適切に対応する体制を有しております。
- ・医薬品の供給状況によって、投与する薬剤を変更する可能性があり、この場合には患者様に十分な説明を行います。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いします。

■協力対象施設入所者入院加算

当院では、以下の介護保険施設の協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者様の病状の急変等に対応しております。

介護老人保健施設 八祥苑
特別養護老人ホーム 早尾園
特別養護老人ホーム 安寿の里

■院内トリアージ実施料

当院では、夜間、休日または深夜において、受診された初診の患者様(救急車等で緊急に搬送された方を除く)に対して、来院後速やかに緊急性について判断をした場合、診療にかかる料金に「院内トリアージ実施料」を算定させていただいております。

■一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

■医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数(令和6年1月～令和6年12月)

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	件
イ	黄斑下手術等	0	件
ウ	鼓室形成手術等	0	件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0	件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	件

2. 区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	0	件
イ	水頭症手術等	0	件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	件
エ	尿道形成手術等	0	件
オ	角膜移植術	0	件
カ	肝切除術等	0	件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	件

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0	件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	件
ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	件
エ	母指化手術等	0	件
オ	内反足手術等	0	件
カ	食道切除再建術等	0	件
キ	同種死体腎移植術等	0	件

4. 区分4に分類される手術

胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	24	件
------------------	----	---

5. その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	0	件
乳児外科施設基準対象手術	0	件
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	0	件
冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0	件
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0	件